

平成 28 年 12 月

事 業 主 様

大阪自動車整備健康保険組合  
理事長 西 口 茂 樹  
(公 印 省 略)

### 各種届出のマイナンバーの記載について

平素は、当健康保険組合の事業運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、個人番号制度の導入に伴い、平成 29 年 1 月からの施行規則改正により、健康保険の資格取得届及び被扶養者異動届（以下「取得届等」という。）などの適用関係届に個人番号を記載していただくこととなります。しかしながら、厚生年金保険の様式変更については平成 29 年 7 月頃に予定されていることから、厚生年金保険が個人番号を取得できるようになるまでの間は、同封の個人番号提供書により、当健康保険組合にのみ個人番号を提出して頂くようお願いいたします。

つきましては、平成 29 年 1 月以降は従来の取得届等の様式に個人番号提供書を添付して当健康保険組合まで届出をしてください。

なお、厚生年金保険が個人番号を取得できるようになるときは、再度、届出方法についてご案内いたします。

また、個人番号提供書は当健康保険組合ホームページにエクセル形式で掲載していますので、ご利用ください。

事業主様、担当者様へは大変お手数をお掛けすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

各種届書のマイナンバーの記載についてのお問い合わせは、  
大阪自動車整備健康保険組合 ☎06-6762-6371 まで